

1. 報告書の概要

この保全状況報告書は、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である、エリア2 鹿児島における寺山炭窯跡の大雨による被災状況の報告、及びエリア5 佐賀における三重津海軍所跡の周辺整備事業についての報告を行うためのものである。当該事案は当該資産の有する顕著な普遍的価値に悪影響を与えるものとはみなされないが、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項の規定に従って、提出を行うものである。それぞれの概要については以下の通り。詳細については、それぞれ付属資料1、2を参照されたい。

(1) エリア2 鹿児島 寺山炭窯跡（構成資産2-2）の大雨による被災状況及び今後の対策について（付属資料1）

2019年6月下旬から7月上旬にかけての大雨の影響で発生した土砂崩れにより、構成資産の1つである寺山炭窯跡（鹿児島県鹿児島市）（構成資産2-2）が被災した。大雨による被災は二度にわたって発生している。一度目は炭窯跡の正面右側の石積が崩落し、二度目は炭窯跡の北東側の斜面において土砂崩れが発生し、土砂と樹木が資産の範囲内に流入し、炭窯跡の大半が埋没している。しかしながら、これまで、炭窯跡の石積みの変位量を把握するための定点観測や3次元レーザー測量などを通じて様々な情報を収集・蓄積しており、また石積みの石材は構成資産外に流失していないことから、元の石積みの安定した状態を回復することは可能である。今回は被災の状況及び現時点での今後の修復等の対策について報告するものである。

なお、修復等の対策の進捗については、今後とも必要に応じて追加的な情報提供を行う予定である。

(2) エリア5 佐賀 三重津海軍所跡（構成資産5-1）の周辺整備事業についての遺産影響評価書（付属資料2）

「三重津海軍所跡」の構成資産及び緩衝地帯の範囲内において、「三重津海軍所跡ガイダンス施設整備事業」と「三重津海軍所跡駐車場移転整備事業（隣接地で行う中川副公民館建設事業を含む）」の二つの整備事業を計画している。三重津海軍所跡の顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）は、地下遺構及びそれらと一体を成す自然地形であるため、直接的に負の影響をもたらすものではない。

2. 他に締約国が把握している資産の顕著な普遍的価値に影響を与えうる保全上の課題

特になし

3. 所管省庁署名

（署名）内閣官房 産業遺産の世界遺産登録推進室長 海堀 安喜

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」 (No. 1484)

寺山炭窯跡（構成資産 2－2）の大雨による被災状況及び今後の対策について

2019年6月27日から7月1日にかけての大雨の影響で発生した土砂崩れにより、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産の1つである寺山炭窯跡（鹿児島県鹿児島市）（構成資産 2－2）が被災した。被災の状況及び今後の修復等の対策について、以下のとおりユネスコ世界遺産センターに報告する。

なお、修復等の対策の進捗については、今後とも必要に応じて追加的な情報提供を行う予定である。

1 構成資産の概要

(1) 名称・所在地

名称：「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」 2015年 (No. 1484)

所在地：鹿児島県鹿児島市

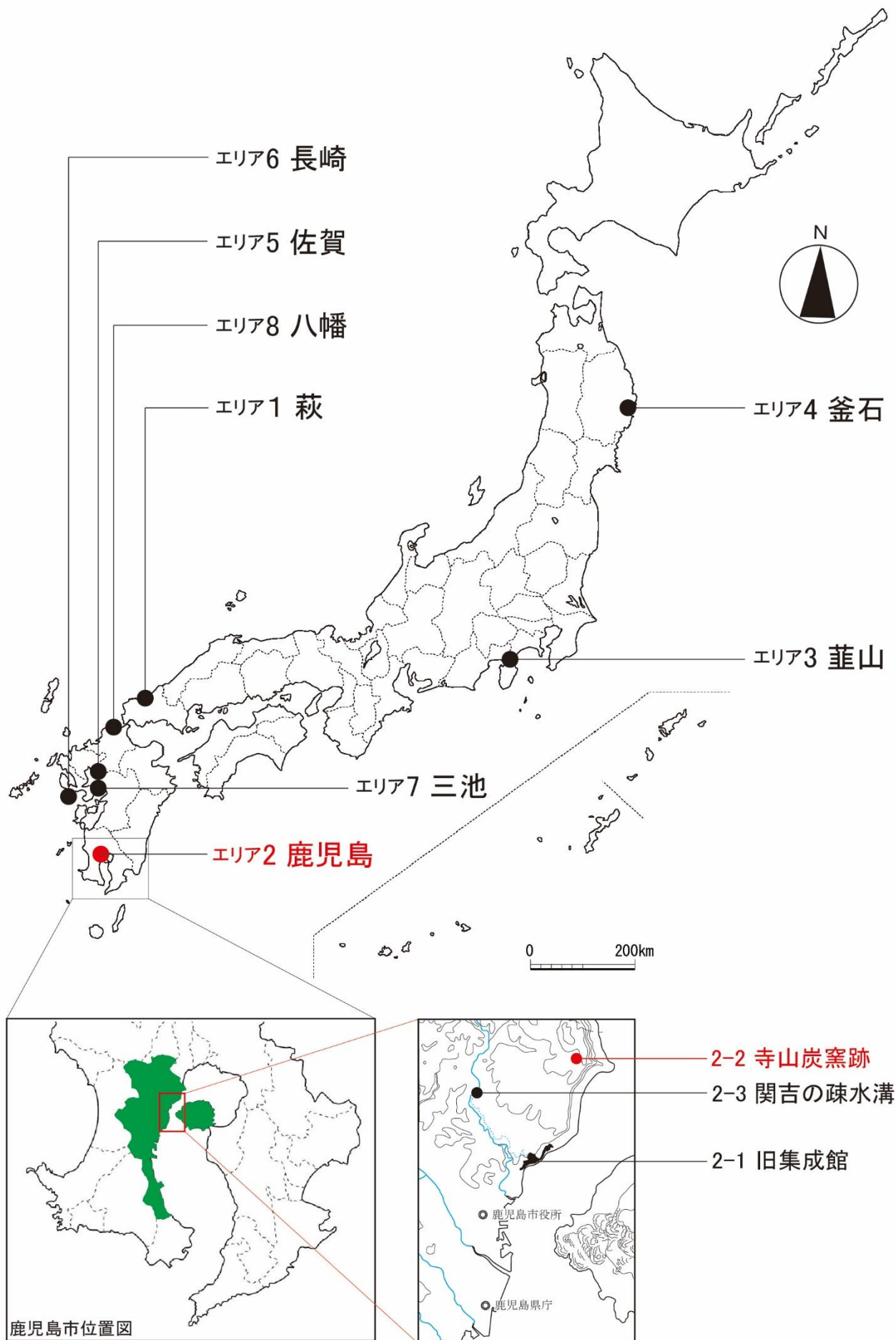
(2) 寺山炭窯跡（構成資産 2－2）の位置・規模

構成資産名	所在地	緯度	経度	構成資産面積 (ha)	緩衝地帯面積 (ha)
寺山炭窯跡	鹿児島市 吉野町	北緯 31 度 39 分 42.3 秒～ 45.5 秒	東経 130 度 36 分 0.6 秒～ 4.2 秒	0.64	2.01



寺山炭窯跡 被災前状況写真（2019年2月18日撮影）

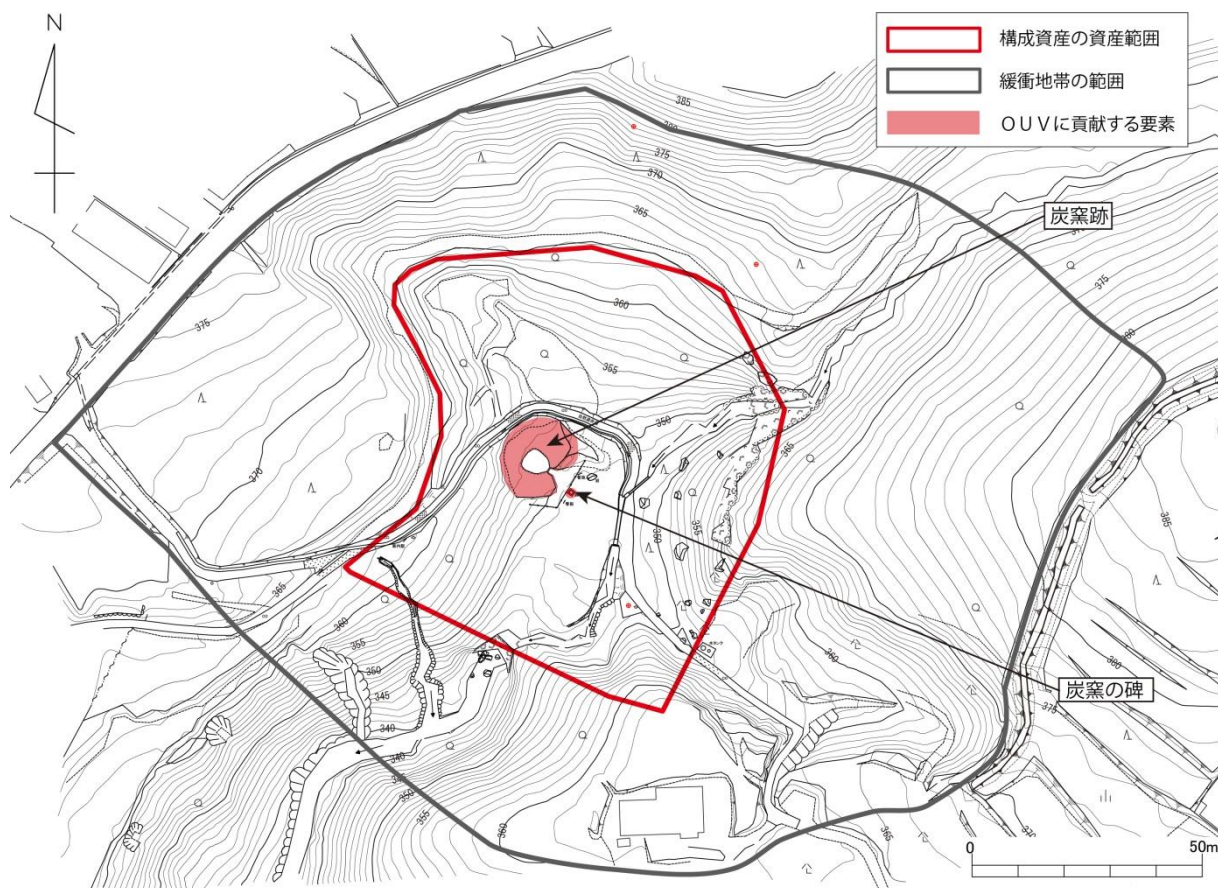
(3) 「明治日本の産業革命遺産」構成資産及び鹿児島エリア位置図



(4) 鹿児島エリアにおける構成資産位置図



(5) 寺山炭窯跡（構成資産 2-2）及びその緩衝地帯の範囲



(6) 構成資産と緩衝地帯の法令等の適用状況

構成資産名	区分	保護のための法律等				
		文化財保護法 (史跡)	自然公園法 (第2種特別地域)	都市計画法 (寺山風致地区)	景観法及び市景観条例 (自然緑地ゾーン)	宅地造成等規制法 (宅地造成工事規制区域)
寺山炭窯跡	構成資産範囲	○	○ ※一部	○	○	○
	緩衝地帯範囲	—	○	○	○	○

(7) 構成資産と緩衝地帯の所有者（管理者）

区分	所有者（管理者）
構成資産	国立大学法人鹿児島大学
	鹿児島市
	個人
緩衝地帯	国立大学法人鹿児島大学
	鹿児島県
	鹿児島市
	個人

(8) 「明治日本の産業革命遺産」と寺山炭窯跡（構成資産 2－2）

ア 世界遺産登録に際して適用された評価基準

◇ 評価基準（ii）

「明治日本の産業革命遺産」は、19世紀の半ば、封建社会の日本が、欧米からの技術移転を模索し、西洋技術に移転する過程において、特別の国内需要や社会的伝統に合わせて応用と実践を重ね、20世紀初めには世界有数の産業国家に変貌を遂げた道程を顕している。本遺産群は、産業のアイデア、ノウハウ、設備機器のたぐい希な東西文化の交流が、極めて短期間に行われることにより、重工業分野において嘗てない自力の産業発展を遂げることで、東アジアに深大な影響を与えた。

◇ 評価基準（iv）

「明治日本の産業革命遺産」は、製鉄・製鋼、造船、石炭産業など、基幹産業における技術の集合体として、非西洋諸国において初めて産業化に成功した、世界史上類例のない、日本の達成を証言している。西洋の産業の価値観へのアジアの文化的対応としても、産業遺産群の傑出した技術の集合体であり、西洋技術の国内における改善や応用を基礎として急速かつ独特の日本の産業化を顕している。

イ 顕著な普遍的価値に対する寺山炭窯跡の貢献

「明治日本の産業革命遺産」の23の構成資産のうち、鹿児島エリアには旧集成館・寺山炭窯跡・関吉の疎水溝の3つが含まれる。いずれも19世紀半ばに島津斉彬が日本全体を見据え、富国強兵・殖産興業による強く豊かな国づくりを目指した「集成館事業」に関連する構成資産である。

鹿児島市に所在する3つの構成資産は、「明治日本の産業革命遺産」の顕著な普遍的価値を反映する3つの発展段階のうち、製鉄・製鋼の分野については第1段階の「試行錯誤の挑戦期」に属し、造船の分野については第1段階の「試行錯誤の挑戦期」と第2段階の「西洋の科学技術の導入期」に属する産業化初期の遺構である。

これらのうち、寺山炭窯跡は、集成館事業で必要となる燃料を供給するため、火力の強い白炭の大量生産を目指して築造された大型の炭窯の遺構である。それは、白炭の生産システムを表すとともに、「明治日本の産業革命遺産」における製鉄分野の試行錯誤の挑戦段階を示す構成資産「旧集成館」全体の産業システムの一部をも成している。

2 被災の原因・概況

(1) 大雨の基本情報（出典：気象庁鹿児島地方気象台）

6月28日から7月4日にかけて梅雨前線が九州に停滞し、前線に向かって南から暖かく非常に湿った空気が流れ込み、前線の活動が活発化した。これに伴い、鹿児島県では6月27日から7月3日にかけて局地的に猛烈な雨が降り、寺山炭窯跡（構成資産 2－2）の周辺での総降水量は700～800mmに達したものとみられる。

3 主たる被災箇所と状況

大雨による被災は、以下のとおり2度にわたって発生した。被災の位置及びその状況については、別紙1「被災概況及び写真」を参照されたい。

(1) 6月28日

6月27日から降り続いた豪雨により、炭窯跡の外周を囲む石積みの背面の土が水を含み、石積みが重みに耐えられなくなったため、炭窯跡の正面右側の石積みが高さ約2.5m、幅約2mにわたり崩落した。



(2) 7月1日

6月27日から断続的に降り続いた豪雨により、炭窯跡の北東側の斜面において、幅約30～50m、長さ約100mの土砂崩れが発生した。これにより、大量の土砂及び樹木が資産範囲内に流入し、炭窯跡の正面左側の石積みが高さ約2.5m、幅約3.5mにわたり崩落するとともに、炭窯跡の大半が流入土砂に埋没した。「炭窯の碑」は被災しなかった（右の写真）。



4 世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する要素への影響

（1）OUVに貢献する要素の被災状況

構成資産名	OUVに貢献する要素	被災状況
寺山炭窯跡	炭窯跡	6月28日 炭窯跡の正面右側の石積みが高さ約2.5m、幅約2mにわたり崩落。 7月1日 構成資産内に大量の土砂及び樹木が流入し、炭窯跡の正面左側の石積みが高さ約2.5m、幅約3.5mにわたり崩落。 ※炭窯跡の内部の詳細な状況については未確認。
	炭窯の碑	異常なし。

（2）世界遺産の顕著な普遍的価値（OUV）に貢献する要素への影響

今回の豪雨及び土砂災害により、OUVに貢献する炭窯の外周に積まれた石積みは2度にわたり崩落したが、石積みを構成する石材は構成資産外に流出することはなく、全て構成資産の敷地内に遺されている状況である。

これまで、炭窯跡の石積みの変位量を把握するための定点観測や3次元レーザー測量などを通じて、個々の石材の詳細な位置情報を定期的に記録してきた。同時に、発掘調査を通じて元の炭窯の構造や構築手法に係る情報も収集してきた。

以上のことから、このたびの災害により、炭窯跡外周の石積み等は大きな影響を受けたものの、4及び5において述べるように、崩落した石積みの石材は構成資産外に流出していないことから、それらを収集して炭窯跡の遺構を修復することにより、元の石積みの安定した状態を回復することが可能となる。

加えて、これまで以上に災害の緩和策（周囲の斜面の安定化、排水の効率化等）を講ずる予定であることから、修復により更に安定した状態を保つこととなり、OUVに貢献する要素の維持・強化につながる。

5 今後の対策

被災箇所への今後の対策は、以下のとおり（１）今年度を実施する対策、（２）来年度以降に実施する本格的修復の２段階に区分して実施する。また、関係機関の役割分担については（３）に示すとおりである。

（１）当面の対策

下記の各項目については今年度を目途に当面の対策として実施し、来年度以降に設計及び本格的な修復に着手する。ただし、今後、関係者間の調整及び調査・工法の検討等により、計画には多少の変更が生じる可能性もある。

ア 炭窯跡

- 炭窯跡の北側の谷部から流れ出た大量の雨水が炭窯跡の前庭部の地表面を洗掘したため、堆積土砂を部分的に掘削するとともに、土のうを積み上げるなどして流路を変更した。今後、大雨や台風により流路が変わることも想定されることから、流路の管理を適切に行うこととする。
- 炭窯跡の正面左側の石積み崩落箇所は、石積み背面の土が露出した状態にあり、当該箇所に直接雨水が流入した場合、土砂流出とともに残存する石積みが崩落する恐れがあるため、土のうやシートによる保護を図る。
- 炭窯跡に流入した土砂の除去及び樹木等の撤去を行うとともに、被災状況の調査を行い、記録する。その際には、炭窯跡の遺構に影響がないよう細心の注意を図る。
- 崩落した石積みの石材については、写真撮影や測量等により位置を記録しながら取り上げ、負の影響がない状態で保管する。

イ 炭窯跡北東の斜面の崩落箇所

- 崩落箇所上部からのさらなる土砂流入及び斜面の浸食を防ぐため、構成資産の北端付近の平坦部（別紙１、（７）の範囲参照）に大型土のうを設置する。大型土のうは景観に配慮した色調とする。
- 構成資産内に流入した土砂、樹木等の除去・撤去を行う。その際には、顕著な普遍的価値を損なうことのないよう十分配慮する。

（２）本格的修復

- （１）に示すとおり本年度に当面の対策を講じたのち、来年度以降には以下の工程の下に本格的修復に着手する。
- 被災状況の詳細調査により記録するとともに、本格的な修復の基本設計に必要な詳細な地質調査等を実施し、修復工法を確定させる。
- 本格的な修復工法の確定にあたっては、文化庁及び内閣官房の指導・助言の下に、鹿児島市集成館地区整備活用専門家委員会家等において専門的な見地から協議・検討を行い、産業遺産関係の海外有識者とも意見調整を行う。

（３）関係機関の役割分担

「明治日本の産業革命遺産」の保全管理を一体的に行うために、各エリアにおいて地区別保全管理協議会を設置し、相互の情報共有と合意形成に努めている。

本件の場合には、集成館地区管理保全協議会を構成する関係機関の間で、以下の点について確認する。

（構成機関：内閣官房、国土交通省、環境省、鹿児島県、鹿児島県教育庁、株式会社島津興業、磯町内会、鹿児島市、鹿児島市教育委員会）

- 構成資産内の被災箇所については、史跡寺山炭窯跡の所有者である鹿児島市が関係機関と連携を図りつつ、財源の確保に努め、修復を行う。
- 緩衝地帯の被災箇所については、土地所有者と修復範囲・実施主体・費用負担の協議を行い、着実に修復を行う。
- 今後、新たに被災箇所を確認した場合には、上記の関係機関の間で修復の役割分担について協議を行うこととする。

6 その他

ユネスコ世界遺産センターに対しては、今後とも修復の進捗に従って必要な時期に追加的な情報提供を行うこととしたい。

別紙1 被災概況位置図及び写真
(2019.07.09調査・作図)



(5)出水箇所(2019.07.09撮影)



《凡例》

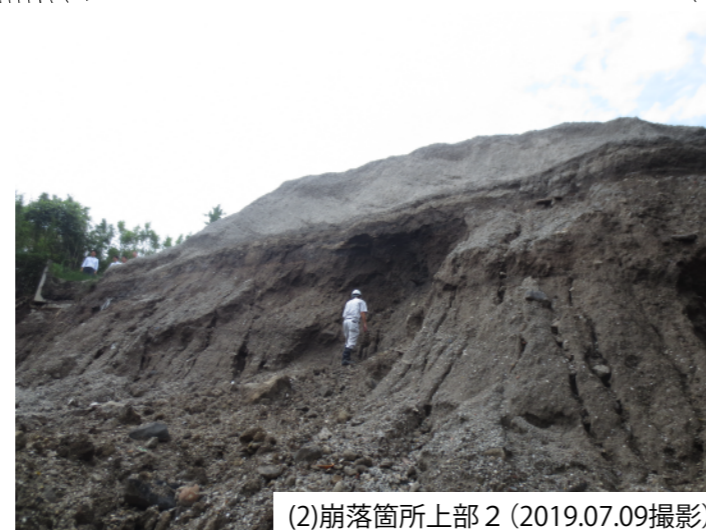
	構成資産範囲(史跡範囲)
	緩衝地帯範囲
	OUVに貢献する要素
	河川
	里道
	遊歩道
	7/1土砂災害範囲
	7/1以降に発生した水みち(7/5以降)
	7/1以降に発生した水みち(7/5まで)



(6)被災直後の炭窯本体(2019.07.01撮影)



(1)崩落箇所上部1(2019.07.09撮影)



(2)崩落箇所上部2(2019.07.09撮影)



(3)崩落箇所上部からの風景(2019.07.09撮影)



(4)崩落箇所中腹(2019.07.09撮影)

三重津海軍所跡周辺整備事業についての遺産影響評価書

概要

本文書は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「三重津海軍所跡」（構成資産 5-1）の緩衝地帯において佐賀市が実施する来訪者施設（以下「ガイダンス施設」という。）等の整備事業に関し、佐賀市が作成した遺産影響評価書である。

三重津海軍所跡の顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）は、地下遺構及びそれらと一体を成す自然地形であり、資産範囲外での工事による直接的影響は無い。

1 導入

- (1) 本遺産影響評価の対象は、2015年7月に世界遺産一覧表に記載された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産「三重津海軍所跡」（5-1）である（図1）。
- (2) 本遺産影響評価にあたっては、世界遺産の管理保全計画（CMP）に定める事項及び国内外の有識者の意見を参照している。
- (3) 本遺産影響評価書の作成主体は佐賀市である。

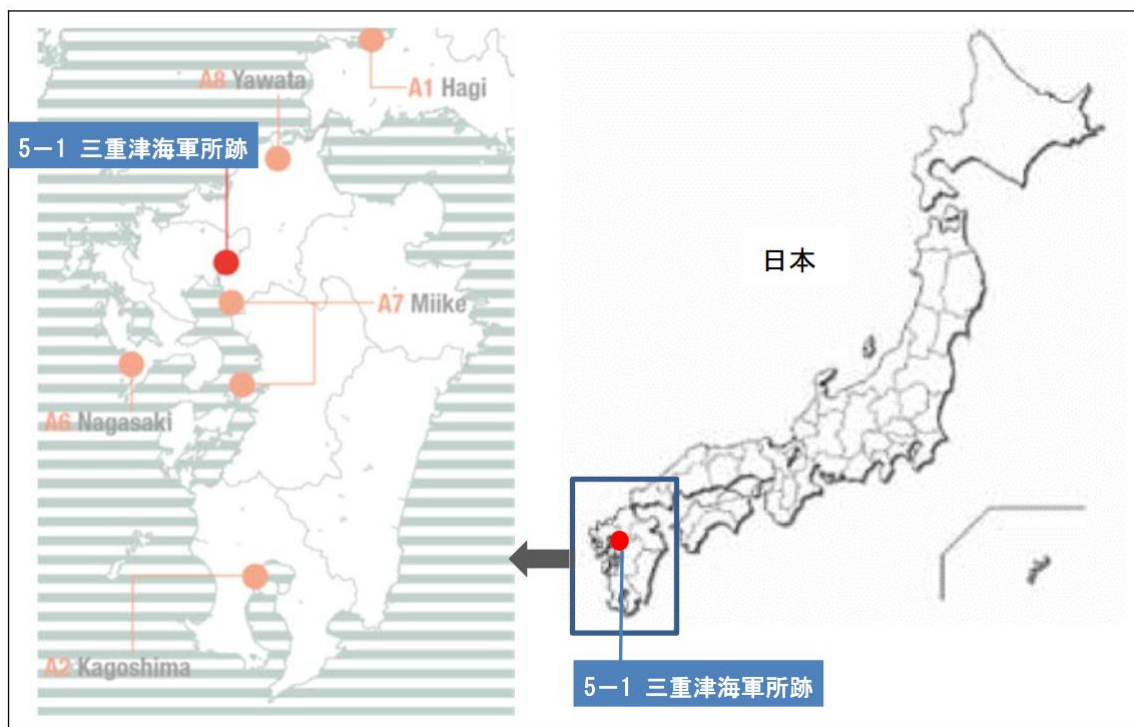


図1 佐賀エリアの位置図

2 三重津海軍所跡周辺整備事業の概要

佐賀市が三重津海軍所跡の緩衝地帯の範囲内において行う本事業は、2つのサブカテゴリからなり、各事業の概要は表1のとおりである。

- 1) 三重津海軍所跡ガイダンス施設整備事業
- 2) 三重津海軍所跡駐車場移転整備事業（隣接地で行う中川副公民館建設事業を含む。）

「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の世界遺産一覧表記載決議の際の勧告（h）で、来訪者施設の増設・新設に関する提案については、『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に沿って提出するよう求められている。

また、現在資産上に位置している来訪者用の駐車場については、資産保護のさらなる強化のため、資産外への移転を検討することを「管理保全計画（日本語 57 ページ、英語 75 ページ）」で示している。その後、佐賀市は、2017年に策定した「三重津海軍所跡修復・公開活用計画」で駐車場の移転整備を方針として定めている。

駐車場移転整備事業は、資産の保護強化という側面に加え、来訪者の見学環境（ガイダンス施設や資産へのアクセス、見学動線等）の改善という側面をもち、ガイダンス施設整備と密接に関連する事業である。

よって、三重津海軍所跡周辺整備事業を対象として実施する遺産影響評価については、その評価書を『世界遺産条約履行のための作業指針』第172項に沿って提出することとする。

表1 三重津海軍所跡周辺整備事業の各事業の概要

	事業名	事業概要
1)	三重津海軍所跡 ガイダンス施設 整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイダンス施設整備事業は、来訪者に対し、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の全体像や顕著な普遍的価値、三重津海軍所跡の位置づけ及びこれまでの調査研究の成果等をよりの確に情報発信する拠点施設の整備を目的として実施する。整備事業を進めるうえでは、内閣官房がユネスコに提出した「インタープリテーション戦略」に則って取組を展開する。 ・ガイダンス施設は、佐賀市の所有施設であり、資産と隣接する「佐野常民記念館」を増改築し整備する。【図2】 <ul style="list-style-type: none"> * 佐野常民記念館の現状の敷地配置図【図3】 * 佐野常民記念館の外観（資産側から見た現状）【図4】 ・佐賀市は、三重津海軍所跡の考古学的遺構の保存のため、露出展示を行わない方針である。そのため、最も特徴的であるドライドックの護岸遺構の原寸大模型や、早津江川の干満差を利用したドライドックの運用や洋式船の修船・造船活動等を解説する映像を製作し、ガイダンス施設内に設置する計画である。 ・佐賀市は、ガイダンス施設整備に係る具体的な整備内容の検討について、2018年度から近代史・考古学・造船史などの各専門分野の学識経験者、内閣官房、文化庁等の関係機関で構成する委員会を設置し、指導助言を受けながら行っている。 ・ガイダンス施設の整備概要は次のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> * 鉄骨造・3階建て * 敷地面積：約 4,980 m²（隣接する市有地を加えて整備を行う。） * 建築面積：約 1,520 m²（1階南西部を約 150 m²増築） * 延床面積：約 2,520 m² * 建築物の高さ：約 15m

		<ul style="list-style-type: none"> *整備工事（建築工事・展示製作）開始：2020年3月 *供用開始：2021年9月予定 *各フロアの展示ゾーニング計画【図5】
2)	三重津海軍所跡 駐車場移転整備 事業	<ul style="list-style-type: none"> ・資産の保護強化を目的として、現在資産上にある駐車場を、資産範囲外に移転整備する。 ・新駐車場の整備用地は、資産の北側に設定した。【図2】 ・佐賀市は、整備用地を2017年度に取得済みで、2018年度に造成工事及び暫定的な舗装工事を実施している。 ・新駐車場の整備概要は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> *敷地面積：約3,600㎡ *駐車台数：大型バス5台、乗用車約90台 *工事（外構工事）開始：2020年1月予定 *供用開始： <ul style="list-style-type: none"> 2020年7月予定（2019年10月以降、暫定的に供用予定。） *駐車場の現状写真【図6】 *平面計画図【図7】 *完成イメージ【図8】
	中川副公民館 建設事業	<ul style="list-style-type: none"> ・三重津海軍所跡が所在する地域のコミュニティ施設「中川副公民館（1972年3月建築）」が老朽化しているため、新たに公民館を建設する。 ・公民館は、地域住民同士の交流や生涯学習を促進する拠点施設として中心的な役割を果たす施設であるが、2004年の佐野常民記念館供用前までは、現在の中川副公民館が佐野常民の顕彰機能も果たしていたため、両施設はその歴史において密接不可分な関係にある。このため、三重津海軍所跡の新駐車場の整備用地と隣接する場所に建設用地を確保した。【図2】 ・佐賀市は、建設用地を2017年度に取得済みで、2018年度に造成工事を実施している。 ・新公民館の整備概要は以下のとおりである。 <ul style="list-style-type: none"> *木造・平屋建て *敷地面積：約3,000㎡ *建築面積：約780㎡（公民館）、約65㎡（屋外倉庫） *延床面積：約670㎡（公民館）、約65㎡（屋外倉庫） *建築物の高さ（最高点）： <ul style="list-style-type: none"> 約9.2m（公民館）、約4.3m（屋外倉庫） *整備工事開始：2019年10月 *供用開始：2020年7月予定 *平面計画図【図7】 *完成イメージ【図8】

* 立面図【図9】

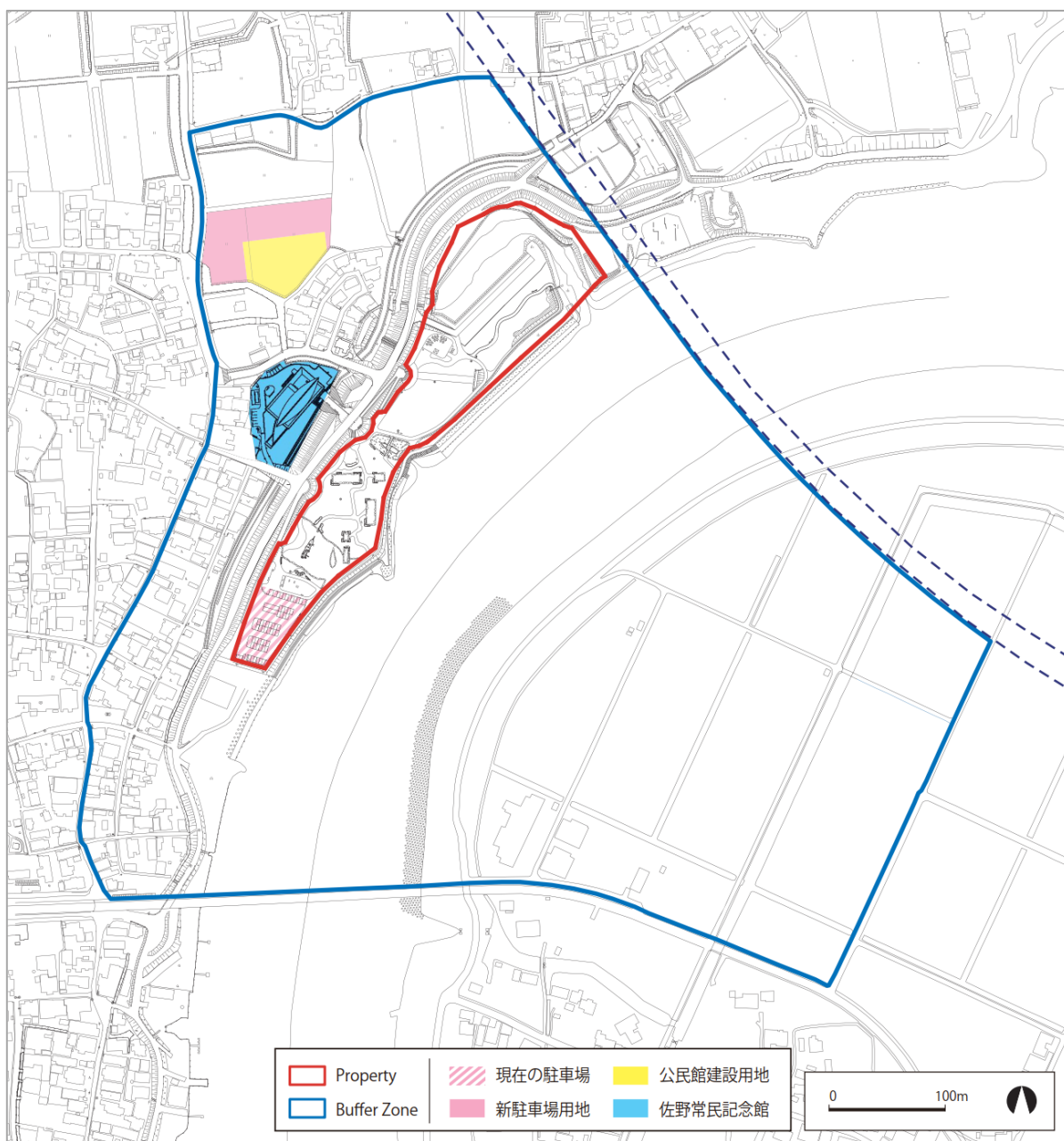


図2 資産・緩衝地帯の範囲及び事業位置図

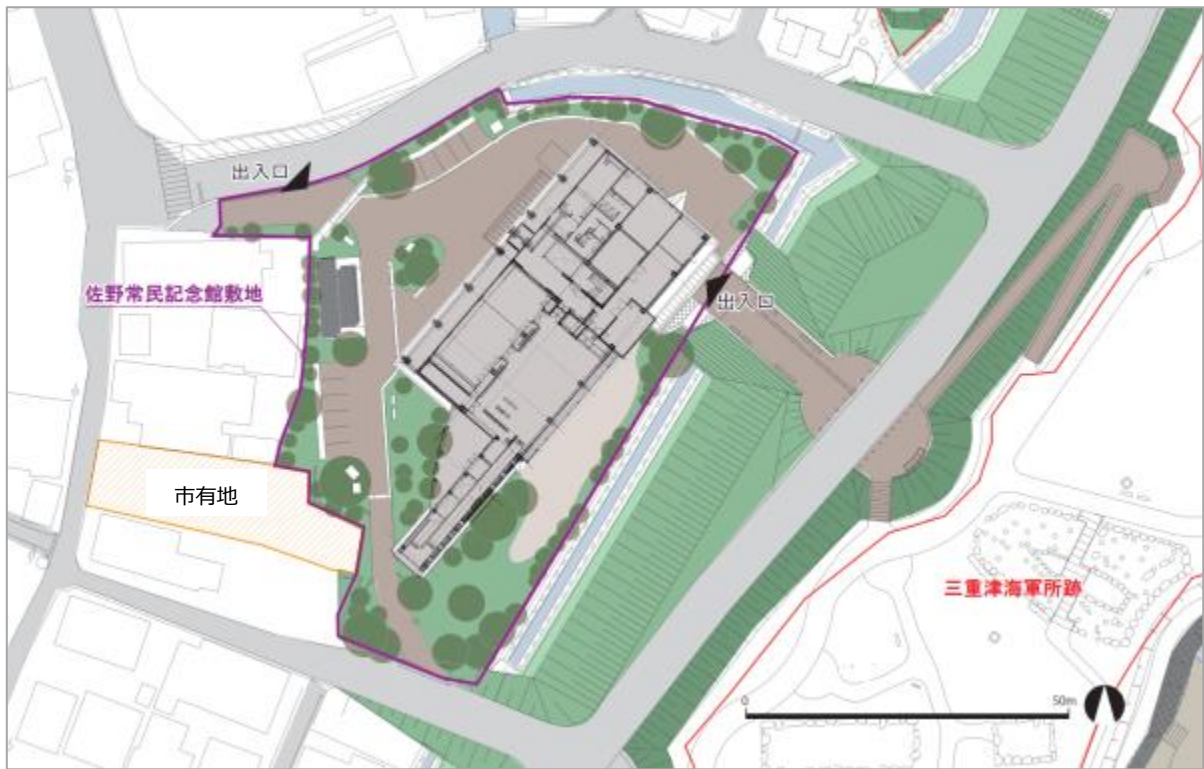


図3 佐野常民記念館の現状の敷地配置図



図4 佐野常民記念館の外観（資産側から見た現状）

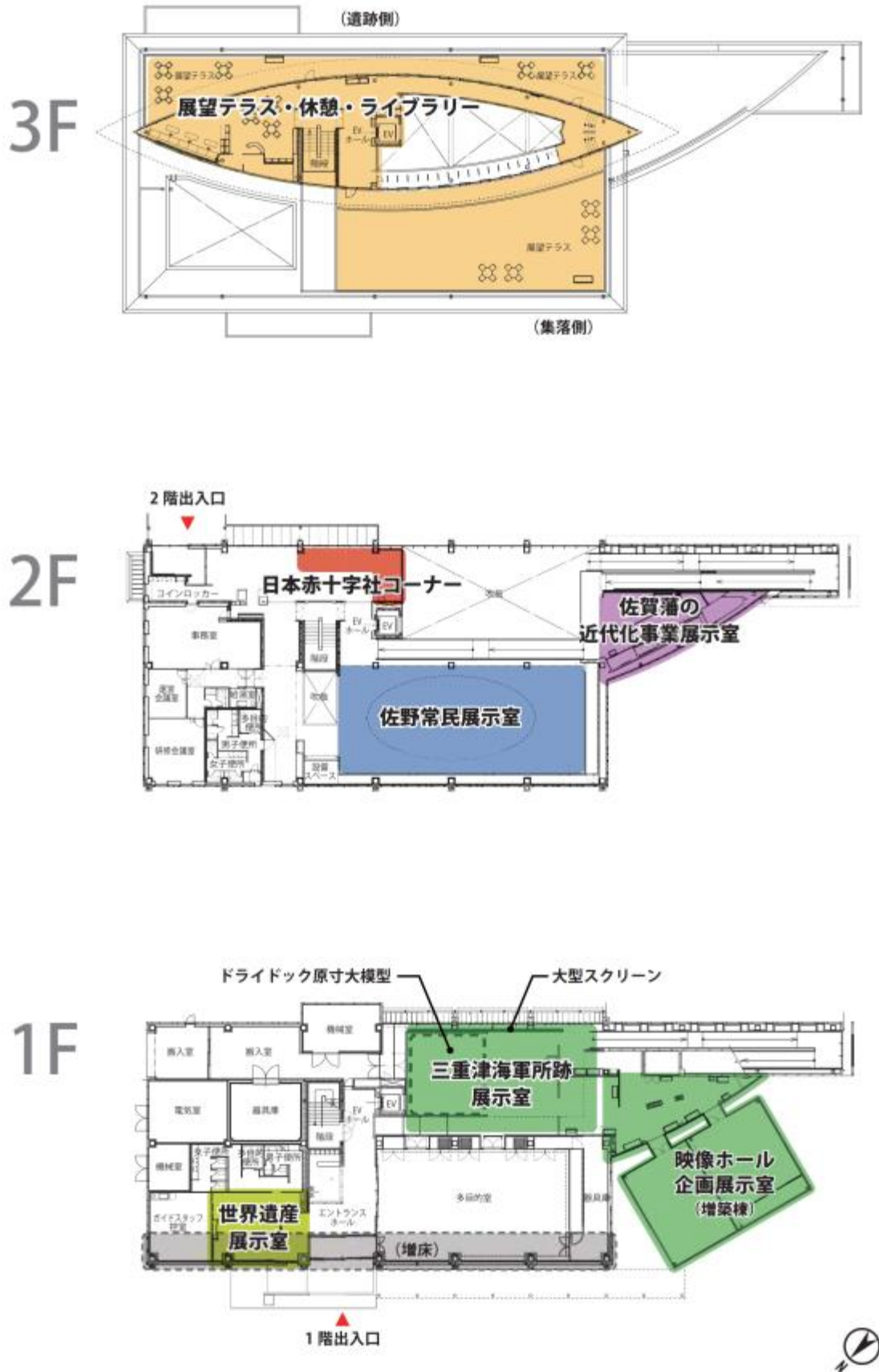


図5 各フロアのゾーニング計画 【ガイダンス施設】



図 6 駐車場の現状（資産の西側道路から撮影）【2019. 8. 31 撮影】

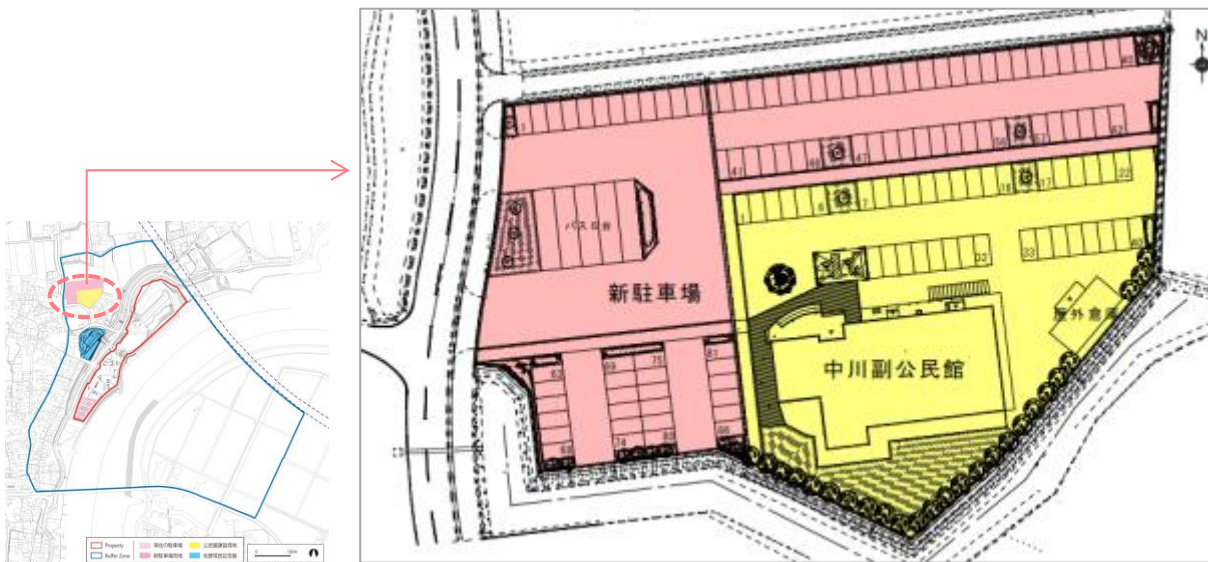


図 7 新駐車場・中川副公民館の平面計画図

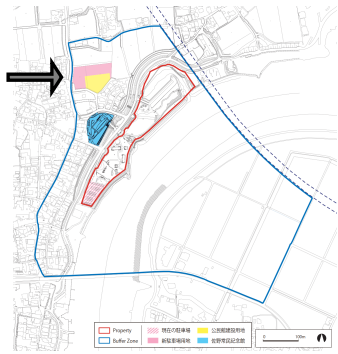


図 8 新駐車場・中川副公民館の完成イメージ（敷地西側から東側を眺望）

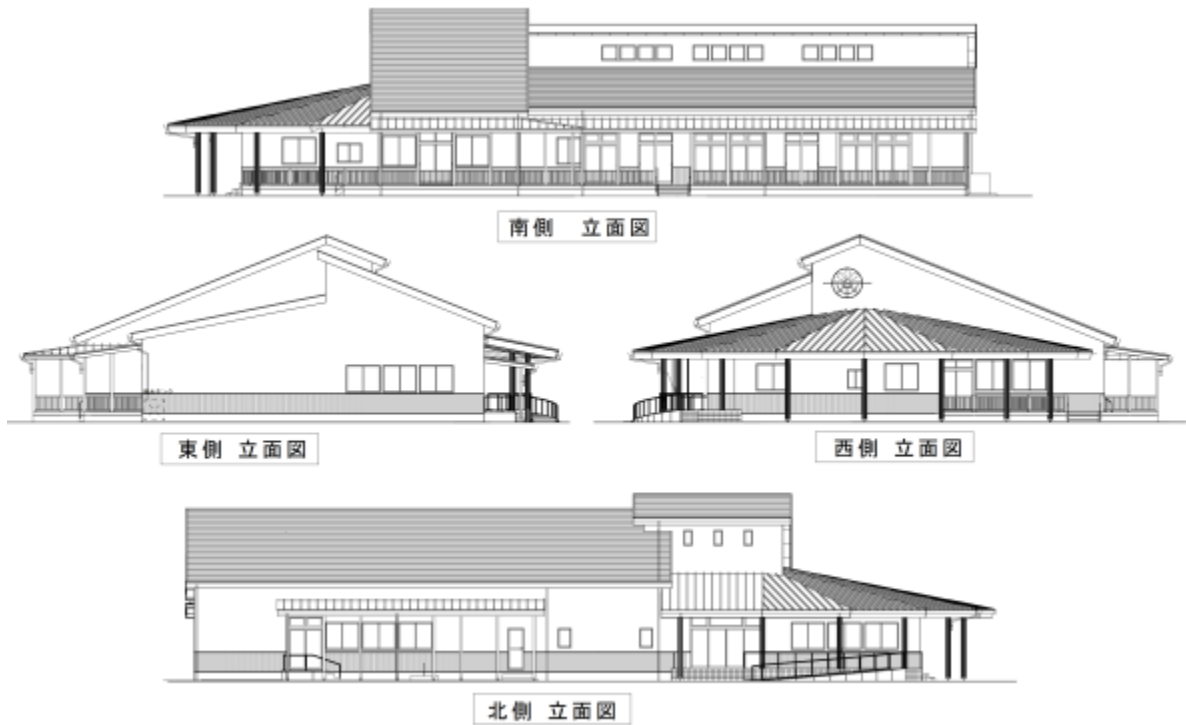


図 9 中川副公民館の立面図

3 遺産価値

- (1) 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値は以下のとおりである。(世界遺産委員会決議の顕著な普遍的価値の言明の抜粋)

本産業遺産群は、主に九州・山口地域に分布し、産業化が初めて西洋から非西洋に波及し成就したことを顕している。19 世紀半ばから 20 世紀初頭にかけて、日本は製鉄・製鋼、造船、石炭産業を基盤に急速な産業化を成し遂げた。シリアル構成資産は、1850 年代から 1910 年にかけてのわずか 50 年余りという短期間に達成された急速な産業化の 3 つの段階を反映している。

第一段階は、1850 年代から 1860 年代前半にかけての幕末期で、製鉄及び造船の試行錯誤の挑戦に始まる。国の防衛力、特に、諸外国の脅威に対抗する海防力を高めるために、藩士たちの産業化への挑戦は、伝統的な手工業の技で、主に西洋の技術本からの二次的知識と洋式船の模倣より始まった。

1860 年代からの第二段階においては、西洋の科学技術が導入され、技術の運用のために専門家が招かれ、専門知識の習得を行った。その動きは明治新政府の誕生により加速された。

明治後期(1890～1910 年)にあたる第三段階においては、国内に専門知識を有した人材が育ち、積極的に導入した西洋の科学技術を、国内需要や社会的伝統に適合するように現場で改善・改良を加え、日本の流儀で産業化を成就した。

- (2) 三重津海軍所跡は、第一段階における造船のサイトであり、修船や造船に試行錯誤した産業化初期の遺構である。伝習及び西洋船舶の修理を行う日本最古のドライドックが含まれ、1858 年から 1871 年まで操業した。三重津海軍所はペリー来航による開国に対応して 1855 年に幕府が開設した長崎海軍伝習所で得た知識と技術を基に運営された。(長崎海軍伝習所は現存していない。)
- (3) 三重津海軍所跡の顕著な普遍的価値を表す要素(アトリビュート)は、ドライドック(修覆場地区)、稽古場地区、船屋地区の地下に埋蔵された地下遺構及びそれらと一体を成す自然地形である。これらの日常的なメンテナンスについては、管理保全計画で以下のとおり定めている。

【佐賀市・佐賀市教育委員会による管理】

保全管理の対象となる要素は、三重津海軍所稼働期の要素である。これらは、佐賀藩が近代化に向けて自力で取り組んだ、造船・修船の活動を直接的に示す証拠である。これらの要素には地下遺構と自然地形があり、それぞれ次のように維持管理を行う。

なお、資産は文化財保護法に基づく国史跡の指定を受けているため、その保全管理業務は、史跡地内の現状変更等の取扱いについて定めた「史跡三重津海軍所跡保存管理計画書」を遵守するとともに、史跡の管理団体である佐賀市教育委員会と十分な連絡調整を行い実施する。(「管理保全計画」、日本語 64 ページ、英語 83 ページ～)

■地下遺構

- ・修覆場地区：石組遺構、炉状遺構(1・2)、溝状遺構、小型二連炉(坩堝炉)、廃棄土坑、護岸遺構〔本渠部〕、護岸遺構〔渠口部〕、河川面護岸遺構、造成土
- ・稽古場地区：造成土
- ・船屋地区：造成土、土堤盛土

地下遺構に関しては、現地表面から 60～100 cm に及ぶ十分な厚さの保護層が確保され、

影響を与えないよう維持管理が実施されている。よって、今後も地中に埋蔵された良好な保存状態を継続するため、現状維持を基本とした保全管理の措置を実施する。特に、護岸遺構のように木材を素材とする遺構については、その劣化進行を防止するため、調査以外での露出を行わないようにする。

■自然地形

- ・船屋地区：入江の地形

自然地形である入江の地形は、往時の船屋の姿を現代に伝えるものである。よって、その景観を保存するため、漁港等の継続的な利用を前提としつつ、現状維持を基本とした管理保全の措置を実施する。

- (4) また、緩衝地帯における規制については以下のとおり定めている。（「管理保全計画」、日本語 67 ページ、英語 87 ページ）

(1) 緩衝地帯について将来にわたり維持すべき状態（規制のメルクマール）

緩衝地帯には、三重津海軍所が稼動していた当時の景観を想起させる土地利用の区分や地形等が現存しており、これらの資産からの眺望を保全するため、視認を妨げる構造物の設置を抑制する。

(2) 緩衝地帯における規制についての方針及び全体計画

資産の保護を目的とした(1)の状態を維持するため、適切な範囲を緩衝地帯として定めるとともに、その保全方策を講じる。

緩衝地帯における開発行為については、三重津海軍所跡の資産価値を損なわないよう、河川法、都市計画法、景観法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法により規制誘導する。

4 整備事業による影響全体の評価

- (1) 三重津海軍所跡周辺整備事業に伴う工事は、資産の範囲外で行われるものであり、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）である地下遺構と自然地形、それらの完全性及び真実性に対して及ぼす直接的な影響は無い。

- (2) ガイダンス施設整備では、「インタープリテーション戦略」で示すインタープリテーションの階層（①顕著な普遍的価値、②重工業の歴史、③各構成資産のサイトごとのインタープリテーション）に沿って、リニューアルを行う。

整備完了後は、来訪者は入館後最初に『世界遺産展示室』を観覧することとなるため、ここには、「インタープリテーション戦略」に沿ってすべての構成資産で統一的に実施予定の『共通展示』を設置し、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値や構成資産の位置付け・概要等を解説する。

これにより、来訪者は「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」全体像や、顕著な普遍的価値への三重津海軍所跡の貢献への理解を深めたうえで、サイトに関する展示を観覧することとなり、世界遺産価値の理解増進に大きく貢献する。

なお、佐賀市が定期的実施しているアンケート調査の結果では、来訪者から「ドライドックの護岸遺構の本物が見たい。」との多くの意見が出されているものの、考古学的遺構については、保護の観点から地下に埋め戻した状態を維持することとしている。

- そこで、今回の整備では、来訪者の要望に応え、満足度の向上を図る方策として、ガイダンス施設内でその遺構の一部の原寸大模型を展示し、遺構の「見える化」を図る計画である。
- (3) 三重津海軍所跡駐車場の資産外への移転整備は、資産への車両の乗入を制限するため、その保護強化につながる。さらに、新駐車場を資産の北側に整備することにより、来訪者の駐車場へのアクセス環境が向上し、また、ガイダンス施設や資産への見学動線もより明確になる。
- (4) 資産内部からの眺望は、顕著な普遍的価値を表す要素（アトリビュート）ではないが、影響評価の対象とした。その理由は、管理保全計画において緩衝地帯の景観保全の配慮事項を定めており、各整備事業が緩衝地帯内において実施されることによる。

ガイダンス施設整備は建物の増築を伴うが、建物西側での最小限の増築にとどめる計画であり、資産側から見た建物外観に変化は生じない。

また、新たな公民館の建物外観は、色調・素材・形状等の点で周囲の景観との調和に十分に配慮する。具体的には、外壁は白、屋根は黒色を基調とした計画としており、建物の高さ（最高点）は、周囲の家屋の高さとほぼ変わらない。現時点で資産から建設予定地の方向を見た場合、資産と建設予定地との間に高さのある堤防道路（標高約 6m）が存在することから、堤防寄りの家屋の屋根が一部見えているのみである。したがって、新しい公民館についても、資産から建設予定地の方向を見た際、周囲の家屋と同様にほぼ見えないことから、資産から見た眺望の変化はほとんど生じない（図 10-1 から図 10-4）。

なお、本整備事業は、佐賀市景観条例に定める基準に適合したものとなっている。

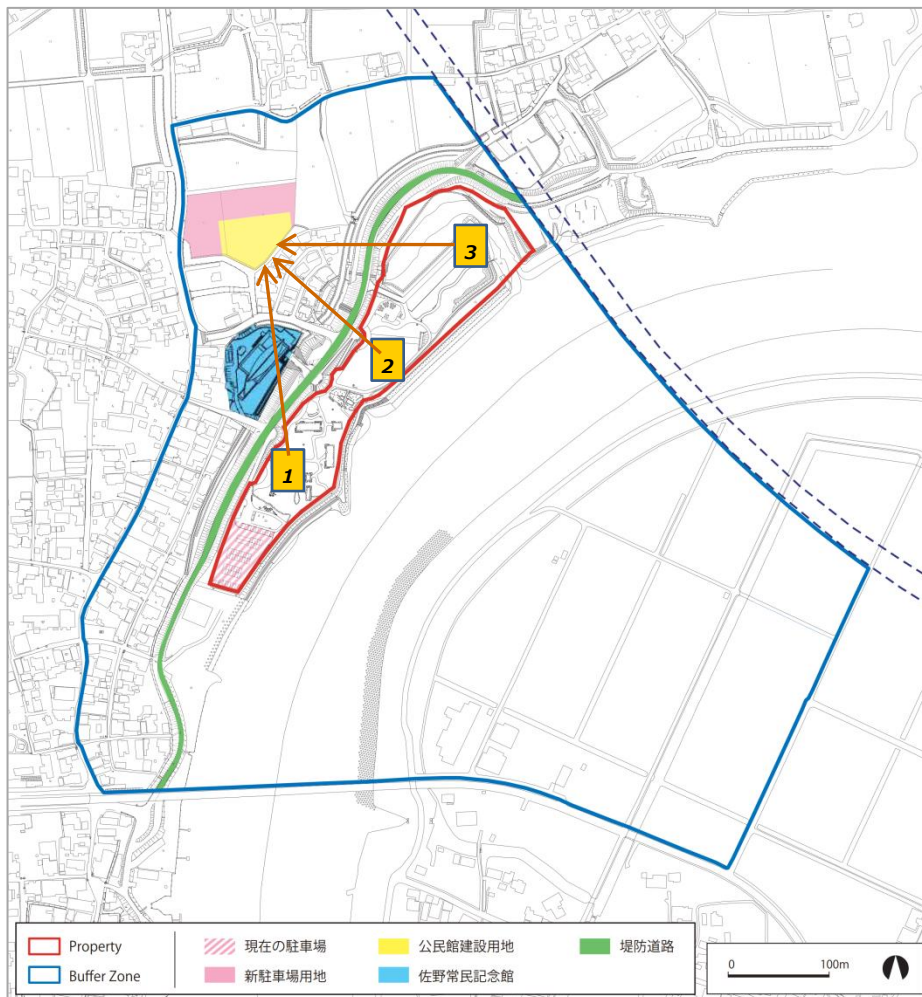


図 10-1 資産から中川副公民館建設予定地を見た眺望【視点位置】



図 10-2 地点①（修覆場地区）からの眺望 【2019. 8. 31 撮影】



図 10-3 地点②（稽古場地区）からの眺望 【2019. 8. 31 撮影】



図 10-4 地点③（船屋地区）からの眺望 【2019. 8. 31 撮影】

《参考》 各地点の標高、堤防道路及び建設予定地までの直線距離

	標 高	堤防道路までの 直線距離	堤防道路の 標高 ※1	建設予定地まで の直線距離	各地点からの 公民館建物の見え方
地点①	3. 67m	約 50m	6. 6m	約 260m	視認できない。
地点②	3. 5m	約 40m	6. 3m	約 180m	現状で堤防道路越しに見える住宅の屋根と同等の高さで、建物の一部が視認できる。
地点③	2. 9m	約 65m	6. 3m	約 190m	現状で堤防道路越しに見える住宅の屋根と同等の高さで、建物の一部が視認できる。
建設予定地	3. 14m				
公民館建物 (最高 点)	12. 41m				

※堤防道路の標高は、各地点から建設予定地方向を望んだ場合の正面付近の高さを掲載している。

※公民館建物の標高は造成後の地表面（3. 14m）に建物の高さの最高点（9. 27m）を加算し算出。

5 管理過程

- (1) 世界遺産「明治日本の産業革命遺産」の管理体制においては、「『明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業』における管理保全の一般方針及び枠組み」に基づき、地区ごとに管理保全協議会を設置している。本エリアにおいても「佐賀地区管理保全協議会」を設置し、遺産の管理保全等について情報・意見の交換及び意思決定を行うこととしている。また、必要に応じて国（内閣官房）の「稼働資産を含む産業遺産に関する有識者会議」に助言を求めることもできる。
- (2) 本整備事業は、計画策定段階から佐賀市が内閣官房・文化庁の指導・助言及び有識者から成る委員会等における十分な審議を踏まえて進めているものである。
同時に、「佐賀地区管理保全協議会」においても承認されており、以下の評価を行っている。

- ・ ガイダンス施設整備は、世界遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の全体像及び顕著な普遍的価値に貢献する三重津海軍所跡の理解に大きく資するものである。
- ・ 資産外への駐車場移転は、資産の保護強化につながるるとともに、駐車場から遺跡へのアクセスルートが確立される。このことから、ガイダンス施設で世界遺産及び構成資産への理解を深めたうえで、遺跡を訪れるという流れができ、来訪者の理解がより深まることが期待される。
- ・ 中川副公民館建設事業は、周辺景観との調和を意識した設計となっており、佐賀市が定める景観基準に合致した計画である。また、公民館とは、地域住民の交流や生涯学習の促進に関するコミュニティの拠点施設として、日本では長い伝統を持つものである。その公民館を一体的に整備することで、世界遺産の構成資産としての三重津海軍所跡を生かした地域づくりに対して、地域住民の関心・協力を将来にわたって高める効果が期待される。

- (3) 「明治日本の産業革命遺産」保全委員会における評価も同様である。
- (4) なお、本遺産影響評価書は、2019年10月2日に開催した佐賀地区管理保全協議会において協議を行い、とりまとめた。

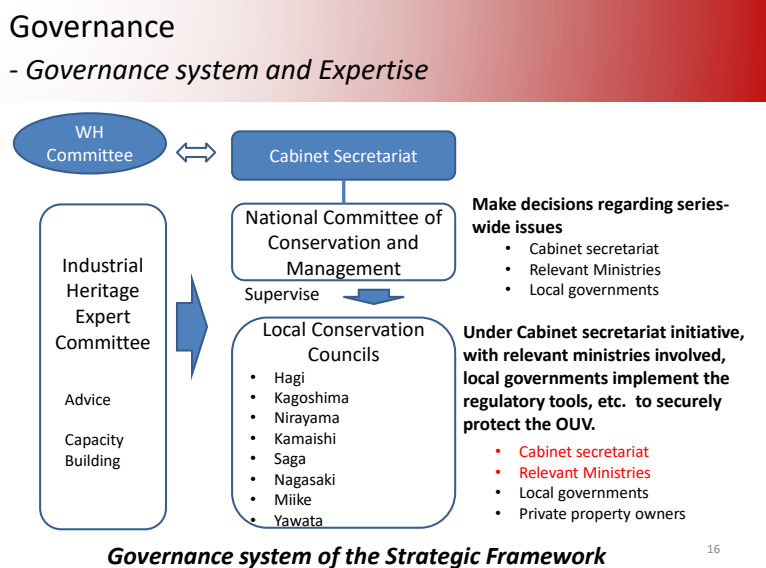


図 11 戦略的枠組みに定めるガバナンスのシステム
(Additional information November 2014)

(5)本整備事業は、遺産管理者である佐賀市が事業主体であることから、工事の施工段階においても関係各部署との連絡調整を密にし、細心の注意を払い施工にあたる。

6 結論

佐賀市が行う三重津海軍所跡周辺整備事業は、影響全体の評価及び管理過程についても問題はなく、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値、完全性・真実性に負の影響を与えるものではなく、資産の保護強化、顕著な普遍的価値とそれに貢献する三重津海軍所跡の理解にも大きく資するものである。